



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 34 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

特定通信費補助金交付要綱

( 企 業 立 地 課 )

## 告 示

島根県告示第417号

特定通信費補助金交付要綱を次のように定める。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

特定通信費補助金交付要綱

( 趣 旨 )

第 1 条 県の交付する特定通信費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

( 定 義 )

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究開発型企業 新たな技術に関する研究及び開発を行い、かつ、その成果について企業化を図ることができる知事が認める者又は第 5 条第 1 項に規定する特定通信費補助事業利用計画書を提出する直前の決算において売上高に対する試験研究費の割合が 3 パーセントを超えている者をいう。
- (2) 研究開発支援企業等 ソフト産業（別表に掲げる業種をいう。）、人材育成機関（学校教育法（昭和22年法第26号）第 1 条に規定する大学及び高等専門学校並びに同法第82条の 2 に規定する専修学校であって私立学校法（昭和24年法律第270号）第 3 条に規定する学校法人が設立したものをいう。）、試験研究機関（自然科学研究所及び人文・社会科学研究所をいう。）及び知事が特に認める業種を営む法人をいう。
- (3) 新規常用従業員数 補助事業者が島根県企業立地促進条例（平成 4 年島根県条例第23号）第 4 条第 3 項の規定による申請が受理された日以後に新たに雇用した雇用期間の定めのない常用従業員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者その他の実質的に常用従業員に準ずると認められる者を含む。）の数をいう。

( 補助金の交付の目的等 )

第 3 条 県は、産業の高度化、新産業の創出及び雇用機会の増大を図り、もって定住の促進に寄与することを目的として、次条の表に掲げる事業のいずれかに該当するものに要する経費のうち知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助金は、同一補助事業者に対し交付の額の限度内において 5 年間連続して交付することができる。

( 補助金の交付の対象等 )

第 4 条 補助金の事業、交付の対象、補助対象経費、交付の率等及び交付の期間は、次の表のとおりとする。

事業	交付の対象	補助対象経費	交付の率等	交付の期間
高速通信専用回線利用費補助事業	研究開発型企业又は研究開発支援企業等のうち県内においてその事業の用に供するため特定の相手方と専用の電気通信回線（以下「専用回線」という。）を接続するもの	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者と契約した専用回線（電気通信信号の伝送速度が毎秒1メガビット以上のものに限る。）の使用料	補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、専用回線の接続の相手方が県内に所在するときは、50万円以上1,000万円以下とする。）	次条第3項に規定する特定通信費補助事業利用計画書の承認をした日から起算して5年以内
雇用確保促進特定通信費補助事業	次の各号のいずれにも該当するもの (1) 県内においてコールセンター業を営む者であること。 (2) 島根県企業立地促進条例第4条第1項の規定に基づく認定を受けていること。 (3) 新規常用従業員数が20人以上であること。 (4) 操業を開始した日から2年以内に特定通信費補助事業利用計画の承認を受けること。	コールセンター業の用に供する通信に伴う経費であって、電話その他の通信費及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）の使用に係るもの	補助対象経費の2分の1以内（交付の額は、50万円以上5,000万円以下とする。ただし、電話その他の通信費にあつては3,000万円を、電子情報処理組織の使用に係る経費にあつては3,000万円をそれぞれの上限とする。）	

2 前項の規定により、交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を当該交付の額とする。

（事業利用計画の提出等）

第5条 補助金を新たに受けようとする者は、特定通信費補助事業利用計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の特定通信費補助事業利用計画書の内容に変更が生じたときは、特定通信費補助事業利用変更計画書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、特定通信費補助事業利用計画書又は特定通信費補助事業利用変更計画書の提出があつたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画を承認するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する申請書は、特定通信費補助金交付申請書（様式第3号）とする。

（補助事業の変更等の承認申請）

第7条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、特定通信費補助金変更（中止・廃止）交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 補助事業者が毎年度末までに規則第10条の規定により提出する実績報告書は、特定通信費補助事業実績報告書（様式第5号）とする。

## ( 補助金の支払 )

第9条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、知事が別に定める日までに特定通信費補助金概算(精算)払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

## ( 書類の保管 )

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿その他知事が別に定める書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

## 附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

## 別表

ソフトウェア業

情報処理サービス業

情報提供サービス業

広告代理業

ディスプレイ業

非破壊検査業

デザイン業

機械設計業

経営コンサルタント業

エンジニアリング業

デジタルコンテンツ業

コールセンター業

データセンター業

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 ⑩  
(個人にあつては、住所及び氏名)

特定通信費補助事業利用計画書

特定通信費の補助を受けたいので、特定通信費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 研究(事業)計画 別紙研究開発(事業)計画書のとおり
- 3 添付資料
  - (1) 法人の登記事項証明書及び定款
  - (2) 直近の過去3期分の損益計算書及び貸借対照表

(備考)

- 1 研究開発型企业にあつては、研究開発計画書(別紙1)及び専用回線内訳書(別紙3)を添付すること。
- 2 研究開発支援企業等にあつては、事業計画書(別紙2)及び専用回線内訳書(別紙3)を添付すること。

## 別紙 1

## 研 究 開 発 計 画 書

## 1 企業の概要

法 人 名		代 表 者 氏 名	
所 在 地		資 本 金	
設 立 年 月 日		従 業 員 数	
事 業 の 概 要			

## 2 研究開発の概要

実 施 場 所	
目 的	
内 容	

## 3 申請者の事業所、工場等における売上高に対する研究開発費の割合

( 単 位 : 千 円 )

区 分	申請時	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
売 上 高 (a)						
研究開発費 (b)						
(a) ÷ (b) × 100 (%)						

別紙2

事 業 計 画 書

1 企業の概要

法 人 名		代 表 者 氏 名	
所 在 地		資 本 金	
設 立 年 月 日		従 業 員 数	
事 業 の 概 要			

2 事業計画の概要

実 施 場 所	
目 的	
内 容	

別紙 3

## 専 用 回 線 内 訳 書

電 気 通 信 事 業 者 名		
サ ー ビ ス 名		
伝 送 速 度		M b p s
区 間	起 点 所 在 地	島根県
	終 点 所 在 地	
使 用 料		円 / 月
	基 本 回 線 使 用 料	円 / 月
	屋 内 配 線 使 用 料	円 / 月
	機 器 使 用 料	円 / 月
契 約 期 間		年 月 ~ 年 月

(注) サービス内容が記載されている申込書、説明書又はパンフレットの写しを添付すること。

様式第2号(第5条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 ⑩  
(個人にあつては、住所及び氏名)

特定通信費補助事業利用変更計画書

特定通信費補助事業の計画を変更したいので、特定通信費補助金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 研究開発(事業)変更計画の内容

様式第 3 号 ( 第 6 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 ⑩  
(個人にあっては、住所及び氏名)

年度特定通信費補助金交付申請書

特定通信費補助金の交付を受けたいので、特定通信費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額の算出内訳 (単位：円)

区 分	通信費の総額の累計 (a)	補助対象外となる経費の額の累計 (b)	既受領金額 (c)	交付申請額 ((a) - (b)) × 1/2 - (c)
1 月 ~ 6 月				
7 月 ~ 12 月				
合 計				

(注) 領収書等を添付すること。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
 名称及び代表者の氏名 ⑩  
 (個人にあつては、住所及び氏名)

年度特定通信費補助金変更(中止・廃止)交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定があつたこの補助金について、下記のとおり変更したいので、補助金等交付規則第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 交 付 決 定 額 金 円
- 2 変 更 交 付 申 請 額 金 円
- 3 変更交付申請額の算出内訳 別紙のとおり
- 4 変 更 の 理 由

別紙

## 変 更 交 付 申 請 額 算 出 内 訳

( 単 位 : 円 )

区 分	通信費の総額の累計 (a)	補助対象外となる経費の 額の累計 (b)	既 受 領 金 額 (c)	変更交付申請額 $((a) - (b)) \times 1/2 - (c)$
1 月 ~ 6 月				
7 月 ~ 12 月				
合 計				

( 注 ) 領収書等を添付すること。

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者の氏名 ⑩  
(個人にあつては、住所及び氏名)

年度特定通信費補助事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつた特定通信費補助事業について、特定通信費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業名

2 補助金額 金 円

3 補助金額の算出内訳

様式第 6 号 ( 第 9 条関係 )

年 月 日

島根県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地  
 名称及び代表者の氏名 ⑩  
 ( 個人にあつては、住所及び氏名 )

年度特定通信費補助金概算 ( 精算 ) 払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあつたこの補助金について、特定通信費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- |   |                    |   |   |
|---|--------------------|---|---|
| 1 | 概算 ( 精算 ) 払請求額     | 金 | 円 |
| 2 | 交 付 決 定 額          | 金 | 円 |
| 3 | 概 算 払 受 領 済 額      | 金 | 円 |
| 4 | 概算 ( 精算 ) 払金額の算出内訳 |   |   |

